

住民監査請求監査結果

第1 請求の受理

1 請求人

X

2 相手方

札幌市建設局理事 吉岡 亨（以下「理事」という。）

3 請求の提出日

平成24年1月10日

4 請求の要件審査

この札幌市職員措置請求については、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する要件を備えているものと認め、請求の提出日付だけで受理した。

第2 監査の実施

1 請求の概要

請求人から提出された札幌市職員措置請求書及び平成24年1月25日に行われた法第242条第6項に基づく請求人の陳述を総合すれば、請求（以下「本件措置請求」という。）の要旨及び理由は次のとおりである。

(1) 請求の要旨

札幌市が平成23年に行った「市債務負担行為 厚別処理区厚別町上野幌682番地ほか下水道新設工事」（以下「本件工事」という。）は、不当違法な工事であり、工事代金や調査費の支払いによって札幌市の損害が生じているため、その代金相当額の返還を理事に求める。

(2) 請求の理由

本件工事は、地盤の固さ等の事前調査が不十分な工事である。請求人の自宅家屋は施工場所に隣接しており、この工事により生じた振動による被害を受けている。振動を防止するためには摩擦杭を打つ必要があった。最初から杭を打てば、振動調査の必要はなかった。本件工事では、設計変更により舗装の切削工事をしているが、きちんと調査をしていれば、この設計変更の必要もなかった。過剰な方法での工事は市の損害である。

さらに、本件工事の対象となった道路は、平成24年に道路をつくり直すことが予定されているが、それなら、切削工事は税金のむだになる。監査委員は、市民の安心して過ごせる、振動の少ない道路をつくっていただきたい。

2 請求人の新たな証拠の提出及び陳述

請求人の陳述は平成 24 年 1 月 25 日に行われた。請求人からは新たな証拠の提出はなかった。

3 監査対象部

札幌市建設局下水道河川部

4 監査の方法

法第 242 条第 4 項の規定による監査は次の方法で実施した。

(1) 書類調査

監査対象部に対して関係書類の提出を求め、書類調査を行った。

(2) 事情聴取

監査対象部の関係職員から事情を聴取した。

第 3 監査の結果

1 認定した事実

当監査委員は、書類調査及び監査対象部関係職員の事情聴取を行い、次の事実を認めた。

(1) 本件措置請求に係る工事の概要について

ア 本件工事は、札幌市が平成 23 年度の下水道事業会計における管路整備事業のひとつとして札幌市厚別区内で行ったものであり、その概要は次のとおりである。本件工事の工事区間である市道野幌大曲線（以下「当該市道」という。）は、請求人の自宅家屋の前面に位置する道路である。

工事名	市債務負担行為 厚別処理区厚別町上野幌 682 番地ほか下水道新設工事
工事場所	札幌市厚別区厚別町上野幌 682 番地ほか (市道野幌大曲線)

工期	平成 23 年 3 月 31 日～平成 23 年 11 月 4 日
工事費用	163,630,950 円 ※当初の契約では 161,364,000 円。工期中の設計変更に伴い、契約額を 2,266,950 円増額している。
工事内容	雨水管の新設工事 工事総延長 L=397m マンホール工 7ヶ所
工事施工業者	A社

(2) 本件工事の経緯について

本件工事の着工から竣工までの時系列による概略は、次のとおりである。

- ・平成23年 3月 札幌市とA社が本件工事に係る工事請負契約を締結。A社が工事着手。
- ・同年 6月 請求人の自宅家屋前に位置する道路上にマンホール（以下「本件マンホール」という。）の新規設置と、その周辺部舗装の仮復旧をA社が行う。その後、請求人からA社及び監査対象部に対して「マンホール新設工事が原因で、道路を車両が通行する際の振動が自宅家屋に生じており、そのため夜も眠れない」との申出がなされる。
- ・同年 6月30日 請求人自宅家屋付近の振動調査をA社が行う。測定時間は翌日にかけての24時間。
- ・同年 7月 振動を低減するため、本件マンホールの上部撤去と舗装本復旧をA社が行う。
- ・同年 7月14日 振動の低減効果を確認するため、請求人自宅家屋付近の振動調査をA社が再度行う。測定時間は翌日にかけての24時間。
- ・同年 8月 請求人自宅家屋付近の土質と振動周期を検証するため、監査対象部では土質調査等を別途行うこととし、その調査委託契約をB社と締結。

- ・ 同年 9月 B社が土質のボーリング調査と、道路交通振動の周波数分析調査を行う。
- ・ 同年 10月 B社から監査対象部へ調査報告書提出。監査対象部から請求人へ、調査結果の内容と振動に関する見解を文書で回答。
- ・ 同年11月4日 本件工事の竣工。

(3) 本件措置請求に係る支出の状況

本件工事の工事費用としては、施工業者であるA社に対して平成23年12月15日に1億6363万950円が札幌市から支出されており、この中には、平成23年6月30日に行われた振動調査（以下「第1次振動調査」という。）、同年7月14日に行われた振動調査（以下「第2次振動調査」という。）及び本件マンホール付近の路面切削と舗装本復旧（以下「本件舗装本復旧」という。）に要した経費が含まれている。

また、平成23年9月に行われた土質調査と道路交通振動の周波数分析調査（以下「本件土質調査等」という。）の費用については、その受託業者であるB社に対して平成23年11月24日に272万2650円が札幌市から支出されている。

(4) 振動規制法による法的規制について

特定工場や特定建設作業、道路交通により発生する振動については、振動規制法（昭和51年法律第64号）により規制基準等が定められている。このうち道路交通振動については、指定地域内では環境省令を基準に一定の限度（以下「要請限度」という。）が定められており、これを超えて道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認められた場合には、市町村長は道路管理者に対して振動防止のための舗装等の措置を執るべきことを要請し、又は都道府県公安委員会に対し道路交通法（昭和35年法律第105号）の規定による措置を執るべきことを要請するものとする。道路管理者は、上記の要請を受けた場合に、必要があると認めるときは措置を執るものと定められている（振動規制法第16条）。

当該市道の道路管理者は札幌市長であり、厚別区土木部がその道路管理事務を所管している。当該市道沿線において請求人の自宅家屋を含む地域での要請限度は、昼間（8時～19時）65デシベル、夜間（19時～8時）60デシベルと定められている。なお、振動の評価は、測定値の80%レンジの上端値で行われる。

(5) 本件工事の施工時期について

本件工事の施工前に、監査対象部は当該市道を管理する厚別区土木部との調整を

行っている。その際に、厚別区土木部が検討していた当該市道の道路改良工事についても、本件工事との同時施工の可否等に係る調整が行われたが、両工事は工期等の面で同時期に実施することが困難であることが明らかになったため、本件工事のみを先行して実施することとした。

(6) 本件工事の事前調査について

地中に管路施設を設置する下水道工事では、地盤の掘削等を行うことから、設計に当たっては、工事工法の選定等のため事前に工事箇所の土質調査を行い、N値（標準貫入試験（JIS A 1219）により求められる地盤の強度等を示す数値）などの土質性状を把握することが必要になる。

しかし、当該市道においては污水管の整備工事が昭和60年に施工されており、それに伴う当該市道周辺の土質調査が昭和59年に既に行われていた。本件工事は、この地域が污水と雨水を別々に排除する地域（分流式下水道区域）であることから、当該市道に新たに雨水管を整備するための工事であり、その設計は、昭和59年に実施した土質調査の結果に基づいて行われた。新設する雨水管の埋設深度は既設の污水管幹線より浅い位置であり、その工法も昭和60年の污水管整備工事と同様に、幹線は推進工法、枝線は開削工法で行うこととしている。

そこで、監査対象部においては、昭和59年の土質調査における調査地点数や調査項目は、本件工事に際して必要な事前調査としても不足がなく、十分なものであると判断し、また、昭和59年の土質調査当時と比較しても、当該市道では地質や地形の変化を伴う大規模な工事等がこれまで実施されたことはなかったことから、本件工事に係る事前土質調査は改めて行わないこととした。なお、その後に行われた本件土質調査等によって新たに得られた調査結果は、昭和59年の土質調査結果と比較するとほぼ同様のものであった。

(7) 振動調査、舗装本復旧及び本件土質調査等について

平成23年6月、請求人から振動被害の申出があったため、その被害の程度を数値として客観的に把握する目的で第1次振動調査が行われた。その結果、振動レベルは要請限度以下であり振動規制法上は問題ないことが確認されたが、通過車両が起こす振動最大瞬時値が72デシベルであり、これは本件工事に起因するものと考えられた。そこで、監査対象部においては振動低減対策を講ずる必要があると判断し、最も大きな振動の要因となった本件マンホールと舗装路面との段差部分（以下「当

該段差」という。)について、設計変更により本件マンホール上部撤去と周囲の路面切削工事を追加して施工した。さらに本件舗装本復旧を行うことにより、最終的に当該段差は解消された。その上で、このような振動低減対策の効果測定を行うため第2次振動調査が実施され、その結果、振動レベルと振動最大瞬時値は本件工事の施工前と同程度に低減したことが確認された。

ところが、その後も請求人から次のような申出が繰り返し行われた。

ア 振動レベルは低減したが、本件工事によって振動周期が変化して不快な揺れとなっているため、夜眠れないほどの振動被害が依然として続いている。

イ 掘削現場等の請求人自宅周辺で請求人が目視した地質は粘土質のものであり、昭和59年の土質調査結果とは異なっている。監査対象部の調査は不十分であり、工法にも問題がある。

ウ 監査対象部は振動被害を止めるために更なる対策工事を施工するか、あるいは請求人への損害賠償に応じるか、どちらかを行うべきである。

そこで、監査対象部においては、振動周期の変化が生じる可能性は皆無とはいえないことや、現に被害を訴えている請求人に対してその原因を可能な範囲で調査すべきとの観点から、本件土質調査等を実施することとした。

(8) 摩擦杭等による振動対策工事について

本件舗装本復旧後も、請求人は監査対象部に対し、当初の道路交通振動が発生した時点で摩擦杭を打っていれば、今回のような振動被害は収まるはずなので、今からでも振動対策として摩擦杭を打つことを要求している。しかし監査対象部では、第1次及び第2次の振動調査の結果は振動規制法上の要請限度以下であることから、摩擦杭は必要なかったと判断し、現時点においても、本件舗装本復旧により既に振動は低減していることや、本件土質調査等の結果により請求人が主張するような振動周期の変化は認められず、土質も請求人の主張とは異なるもの（上記1(7)ア及びイ参照）と判明したことから、それ以上の振動対策は行わず、請求人の要求には応じないこととしている。

2 判断

前記1の認定した事実に基づき、当監査委員は、請求人が本件措置請求で主張する違法又は不当（以下「違法等」という。）などの事由について、次のとおり判断する。

(1) 事前調査が不十分であったとの主張について

請求人は、地盤に関する事前調査が不十分であったため、工事費や調査費の支出により札幌市の損害が生じたと主張するが、前記1(6)で認定した事実によれば、監査対象部が新たな土質調査等を実施しなかったことには十分な合理性がある。本件土質調査等の結果が昭和59年の土質調査結果とほぼ同様のものであったことも、これを裏付けるものであり、昭和59年の土質調査に基づき本件工事の設計を行い、施工段階時において実際の土質がこの土質調査結果と著しく異なることが判明した場合にのみ、設計変更等により新たに土質調査を実施するとした監査対象部の判断には、何らの違法等も認められない。

したがって、事前調査が不十分であったという請求人の主張は採用できない。

(2) 振動調査、舗装本復旧及び本件土質調査は無駄ないし過剰であったとの主張について

次に、請求人は、2回の振動調査と本件舗装本復旧及び本件土質調査等は、無駄あるいは過剰なものであったと主張するが、前記1(7)で認定した事実によれば、これらの調査は、監査対象部が請求人の再三にわたる苦情等の申出を受け、これを真摯に受け止め、その被害の程度や原因等を客観的に検証するために行ったものであり、本件舗装本復旧は、原因となった当該段差を解消して振動を実際に低減したものであることから、そのいずれにも違法等があるとは認められない。

請求人は、こうした調査の実施を自ら要求したことはなく、むしろ本件土質調査等は行わずに、これに係る経費を対策工事に充てるべきであったと主張するが、本件土質調査等は対策工事の必要性を検証することを目的としており、その調査項目や内容は、振動被害に関する請求人の主張に沿って客観的データを取得するためのものであるから、そうした手順を経ずに対策工事を行うべきことを求める請求人の主張は失当である。

また、請求人は平成24年度に当該市道の改良工事を行う予定があることを理由に、本件舗装本復旧は無駄な支出であると主張するが、前記1(5)で認定した事実によれば、道路工事の前に地下埋設物を敷設する本件工事を先行実施した監査対象部の判断には合理性があり、本件舗装本復旧が無駄ないし過剰な工事であったとは認められない。

(3) 摩擦杭等による振動対策工事が必要との主張について

次に、請求人は、工事当初から摩擦杭を打っていれば、振動調査や本件舗装本復旧等を行うことにはならず、札幌市に損害が生じていると主張している。しかし、第1次振動調査の測定結果は振動規制法上の要請限度以下であったから、本件工事の設計・施工当初において振動対策措置が不足していたとは認められず、現時点においても、更なる振動対策措置を行うべき必要性がないことは、前記の第2次振動調査及び本件土質調査等の結果からも明らかである。したがって、本件工事において振動対策措置が不十分であったとは考えられず、これにより札幌市に損害が発生しているとの請求人の主張も採用できない。

(4) その余の請求人の主張について

住民監査請求は、財務会計上の行為又は怠る事実をその対象とし、それにより地方自治体が被った損害を補てんするために必要な措置を講ずることを請求し得る制度である(法第242条)。しかし、請求人の主張では、上記(1)から(3)に述べた趣旨(以下「監査対象事項」という。)のほかに、振動の少ない道路をつくることを監査委員に求めるなど、関連した主張や要望が混然とした形で述べられている。しかし、これらは、住民監査請求として請求し得る内容とは認められず、法第242条所定の要件には該当しないものと判断されるから、監査対象事項以外の関連した主張や要望については却下することとする。

第4 結論

以上により、請求人の本件措置請求のうち、監査対象事項については請求に理由がないため棄却し、その他の関連した主張や要望については却下する。